

益田市週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本の整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっている。その対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るため、「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上現場閉所をすることをいう。なお、期間内に祝日、夏季休暇（土を除く3日間）、年末年始休暇（土を含む6日間）が含まれる場合、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

2 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所又は会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

4 「対象期間」の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。

現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

5 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様な考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。（資料1参照）

6 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、それぞれの週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）

7 「発注者指定型」とは、発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する

発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

- 8 「受注者希望型」とは、受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議しなければならない。

(対象工事)

第3条 益田市が所管する港湾・漁港漁場を対象に週休2日工事（発注者指定型）で発注することを原則とする。

なお、港湾工事・漁港漁場関連工事以外については、「益田市週休2日工事試行要領」を適用するものとする。

2 (発注者指定型)

以下のいずれかに該当する工事以外は発注者指定型の対象とする。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 災害復旧工事

例2) その他緊急的、時間的制約があるもの

例3) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

- (2) 維持管理業務等の工期があらかじめ決められている工事

- (3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事

3 (受注者希望型)

第4項に定める工事（災害復旧工事）を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、(1)の工事及び(3)においては、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した工事は、契約時には対象外工事であっても、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、その対象とすることができる。

なお、この協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 緊急的、時間的制約があるもの

例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

- (2) 維持管理業務等の工期があらかじめ決められている工事

- (3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事

4 災害復旧工事の扱い

(1) 災害復旧工事については受注者希望型の対象とする。

(2) 対象外工事で起案した災害復旧工事は、契約後の受発注者協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、受注者希望型の対象とすることができる。なお、受発注者協議は対象期間中に行うこと。

(実施方法)

第4条 発注者は、設計図書に「益田市週休2日工事特記仕様書」を添付し、入札公告文の表紙に「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、災害復旧工事は契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、発注者指定型においては、工期に関する特記仕様書に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表（益田市版）」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

5 その他実施に当たっては、「益田市週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間において週休2日相当（4週8休以上）を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ．工程管理その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

(工事費の積算)

第6条 「発注者指定型」においては、発注時点で4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

「受注者希望型」においては、対象期間中のすべての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、以下の補正を行い、設計変更するものとする。なお、工事製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査等は労務費補正の対象としない。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正率1.05を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(2) 機械経費

積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正率1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(3) 共通仮設費

積算において使用している共通仮設費率に補正率1.02を乗じるものとする。（小数3位四捨五入）

(4) 現場管理費

積算において使用している現場管理費率に補正率1.03を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

(5) 市場単価

施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料2参照)を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(6) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、第4条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第8条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完了後に判明した場合には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事看板)

第9条 週休2日工事の受注者は、週休2日工事であることを、工事看板に明記すること(別紙2参照)

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う工事から適用する。

4 週 8 休以上の確認に関する補足説明資料

(1) 4 週 8 休以上の確認例

例 1) 期間内に祝日がない場合

① 「4 週 8 休」達成、「週休 2 日」未達成

※日曜日に休日作業を行っているが、単位期間内に振替を行っているため、「4 週 8 休」達成。

しかし、休日作業を行った週のうちに振替を行っていないため、「週休 2 日」未達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1 週目								1 期間目
2 週目		休日作業						
3 週目				振替				
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目								
8 週目								

② 「4 週 8 休」未達成

※日曜日に休日作業を行い振替を行っているが、単位期間内ではないため「4 週 8 休」未達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1 週目								1 期間目
2 週目		休日作業						
3 週目								
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目				振替				
8 週目								

③ 「4 週 8 休」達成、「週休 2 日」達成

※日曜日に休日作業を行っているが、単位期間内に振替を行っているため、「4 週 8 休」達成。

さらに、休日作業を行った週のうちに振替を行っているため、「週休 2 日」達成。

	土	日	月	火	水	木	金	
1 週目								1 期間目
2 週目		休日作業		振替				
3 週目								
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目								
8 週目								

例2) 期間内に祝日がある場合

①「4週8休」達成、「週休2日」達成

※1期目は、期間内に祝日（振替休日）が1日あるため、9日以上閉所が必要。

※2期目は、期間内に祝日があるが、祝日が土曜日（週休日）であるため、8日以上閉所が必要。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目	祝日							
8週目								

例3) 期間内に年末年始がある場合（※H30.12～H31.1の例）

①「4週8休」達成、「週休2日」達成

※1期目は、期間内に祝日（振替休日）が1日あるため、9日以上閉所が必要。

※2期目は、期間内に年末年始休暇（12/29～1/3）があるため、12日以上閉所が必要。

なお、年末年始休暇は土日を含む6日間。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目		祝日	振替休日					
5週目	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3		2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

例4) 期間内に一時中止期間がある場合

①「4週8休」達成

・一時中止期間は休日確保の対象外とする。

・ただし、工事全体の一時中止は対象外とするが、部分的に中止している（例えば海上部分は中止だが、陸上部分は稼働している）ケースは評価対象となる。

・単位期間の区分は変更しない

・単位期間中にある休日の内、一時中止期間となっていない休日の日数分の閉所が必要。

・代休取得は、単位期間の中で一時中止期間を除く期間の中で取得することが原則である。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、受発注者協議のうえ、柔軟に対応されたい。

* 1期間目について、一時中止となっていない1週目土日、2週目土日の4日分の閉所を確保する。

* 2期間目について、一時中止となっていない7週目土日、8週目土日の4日分の閉所を確保するにあたり、日曜日に休日作業を行った振替休日について、2期間目のうち、一時中止期間となっていない6週目の水～金、7週目の月～金、8週目の月～金に振替を行う必要がある。

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目				一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	
3週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	
4週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	
5週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止	2 期間目
6週目	一時中止	一時中止	一時中止	一時中止				
7週目		休日作業				振替		
8週目								

(2) 対象期間の設定方法について

- ・起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。
- ・起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象期間とする。

	土	日	月	火	水	木	金	
				始期日				(対象外)
				工事着手日				
1 週目								1 期間目
2 週目								
3 週目								
4 週目								
5 週目								2 期間目
6 週目								
7 週目								
8 週目								

(以降、4週間毎に単位期間を設定)

9 週目								3 期間目
10 週目								
11 週目								
12 週目								
13 週目								4 期間目
14 週目								
15 週目								
16 週目								
17 週目								(対象外)
18 週目								
19 週目				確認期限				
20 週目								
21 週目				完成通知書提出日				
22 週目			工期末日					

※17週目以降は、確認期限において4週（28日）が確保できないので確認対象外とする。

(変更契約に係る協議期間を確保する必要があり、工事完成日の2週間前までの時点で4週8休を確認できる期間を対象期間とする。)

「休日確保型」 試行工事における市場単価工種の補正

資料2

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘以算出
補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

	市場単価 補正係数	
1	底面工	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・緑金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05

	市場単価 補正係数	
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.04
23	ベトログラム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
	異形ブロック製作 型枠工	1.05
31	異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05
	異形ブロック製作 給熟養生	1.04

(様式2)

週休2日工事履行証明書

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

(受注者名)

貴県発注の下記工事について、週休2日工事の実績を証明願います。

工 事 名 :
工 事 箇 所 :
工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
竣 工 検 査 日 : 令和 年 月 日
受 注 者 名 :

週休2日の実績内容 : ○週○休以上(現場閉所率○%以上)

※○に下記を参考に該当の数字を記載する。

- ① 4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)
- ② 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上)
- ③ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上)
- ④ 4週8休以上(交替制28.5%以上)
- ⑤ 4週7休以上4週8休未満(交替制25.0%以上)
- ⑥ 4週6休以上4週7休未満(交替制21.4%以上)

下線部分は該当内容を記載後、行を削除すること。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(証明者)

(証明する機関の長) 印

ご迷惑をおかけします

週休 2 日工事

**道路の〇〇〇を
行っています。**

**令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00~17:00**

道路新設工事

発注者	益田市〇〇部〇〇課
	電話 〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇建設株式会社
	現場代理人 〇〇 〇〇
	電話 〇〇-〇〇〇〇
	緊急時 〇〇-〇〇〇〇